

## 定仙の出自について

大八木隆祥

### はじめに

定仙（一二三三—一三〇二頃。覚如房）は鎌倉時代後期の真言僧で、鎌倉亀谷新清涼寺釈迦堂を拠点に多くの人師より多数の法流を受法した人物である。

筆者はこれまで神奈川県立金沢文庫が管理する国宝・称名寺聖教<sup>①</sup>の史料を用いて定仙の受法活動を中心に研究・発表してきたが、その出自は不明であった。しかしながら、定仙を単なる受法に熱心な一僧侶と見ることはできない。まずは、その理由について説明したい。

### 一、定仙の出自の謎

#### ①新清涼寺釈迦堂<sup>②</sup>

定仙は幕府のあった鎌倉の中心地近く、亀谷<sup>③</sup>にあった新清涼寺釈迦堂に住していた。この亀谷新清涼寺釈迦堂は、かつて西大寺叡尊が鎌倉下向の際、すなわち弘長二年（一二六二）二月二十九日から閏七月末頃まで止住した寺である。

叡尊がこの小堂に止住するようになった経緯については、叡尊の鎌倉下向に随行した弟子性海の日記『関東往還記』に記されている。そもそも

も叡尊を招聘した金沢実時が叡尊の為に用意していた寺は、自らが開基した称名寺であった。これに対し叡尊は、自らの誓願により資縁のある寺には住めないこと、自分が住むために不断念仏を止めさせるのは本意ではないことを理由に「かたがた止住し難し」としてこれを辞した。このため実時は一族を集め鎌倉中の無縁の寺を探し、ようやく亀谷に釈迦堂を見つけ叡尊に勧めたのである。こうして叡尊は釈迦堂に止住することになったわけであるが、その時点の釈迦堂はその名の通り清涼寺式釈迦像を祀るただの堂であり、寺としての体裁は整っていないかったようである。このため叡尊自身も他の僧も近隣の民家を宿所としており、叡尊が滞在するようになって一ヶ月後に温室（浴室）が建設されている。

この釈迦堂と定仙との関係が確認できる最初の史料は建治三年（一二七七）三月十一日の『印信』である。

右於釈迦堂道場<sup>④</sup>、奉授秘印於上人定仙了、

建治三年三月十一日<sup>本尊<sup>⑤</sup></sup>  
称名寺聖教にはこれを遡る日付の史料として『聖天頸次第』<sup>⑥</sup>がある。

文永十一年<sup>戊申</sup>七月二十五日、一交了、定仙  
これが称名寺聖教に確認できる定仙の事績の最初のものとなるが、場所については記されていないため、これが釈迦堂で記されたものかどうかは不明である。このほか文永十一年（一二七四）から建治二年（一二七六）の日付が記された史料が多く伝存するが、いずれも場所についての記述がなく、この時期に釈迦堂に住していたかは不明である。

以上から、叡尊が釈迦堂を去った弘長二年（一二六二）の閏七月末頃から建治三年（一二七七）の間に、定仙は釈迦堂に住するようになったと考えられる。以降、定仙はこの釈迦堂を拠点に活動することになる。称名寺聖教の内、定仙の名が最後に確認できる史料は、『伝法』<sup>⑦</sup>である。

正安三年十二月廿日 於亀谷清涼寺、授智

照法師了 大阿闍梨定仙〈判〉

すなわち称名寺聖教では正安三年（一三〇一）十二月二十日が定仙生存を示す下限となる。この後は伊豆守山の真珠院にある定仙大和尚塔の地輪部西面に記された銘文、

釈迦如来滅後二千二百五十三歳、正安壬寅

卯月二日、奉為報謝師恩自得道、金剛仏

子権律師玄頂敬遂造立供養矣<sup>8)</sup>

によつて、造塔の日付「正安壬寅卯月二日」、すなわち正安四年（一三〇二）四月二日までに没したことがわかるので、最晩年まで釈迦堂に住していたと考えられる。このように定仙は遅くとも建治三年（一二七七）から最晩年まで、この釈迦堂に住していたわけであるが、先述のように、釈迦堂は資縁を有さない寺であり、寺容も鎌倉下向中の叡尊が逗留したことでかろうじて整備されたようではあるが、狭隘な土地に建つただの堂であった。生活にかかる費用、また、精神的な受法活動にかかる費用、例えば阿闍梨への

謝礼、聖教の書写に必要な紙代などは、いったいどのように賄っていたのであろうか。寺自体に資縁が無いとなれば、定仙自身に経済的基盤があったと考えるべきか。あるいは叡尊が去つた後も、釈迦堂は北条氏の庇護を受け続けたのであろうか。

先述のように定仙は建治三年には釈迦堂に住していたと考えられるが、その時点で四十五歳であり、それまでの経歴は杳として知れない。そのため、出自はもちろん入門の師、加行・灌頂の師についてもわかっていない。ただ称名寺聖教に初めて名が現れる文永十一年以前に、定仙の事跡と思われる遺物が存在する。それは、大分県臼杵市野津町大字王子にある国指定重要文化財の石造九重塔である。この石塔の初層軸部北面、弥勒が彫刻されたその左側に、

起立文永二二大歳丁卯 卯月八日 僧定仙

敬白

という銘文が刻まれている。この定仙が今問題

としている定仙と同一人物であることを証明する術はないが、文永四年（一二六七）といえは定仙三十五歳の年であり年代的に矛盾はない。白杵に九重塔を建立した文永四年から、建治三年までの十年の間に、定仙は鎌倉に下って新清涼寺釈迦堂に入り、そこを拠点に活動を始めたということであろうか。

## ②頼助からの受法

釈迦堂を拠点としてからの定仙はこれまで筆者が発表してきたように、多くの人師から多くの法流を受け続けた。受法した師を挙げれば佐々目遺身院頼助、三河僧都定祐、常陸法印定宣、専空、増瑜、奄位、願行上人憲静、親玄、義能、覚雅、了一上人公然、塔忍、聖念、円意、勝円、性海、円祐等が挙げられる。法流でいえば、大まかにいっても安祥寺流、勧修寺流、三宝院流道教方（地藏院流）、同意教方、同憲深方、金剛王院相伝の三宝院流、理性院流、西院流等、諸

流諸方を受法している。中でも特筆すべきは佐々目遺身院頼助からの受法である。<sup>10)</sup>

頼助（一二四六―一二九六）は、鎌倉幕府四代執権北条経時の次男である。初め佐々目遺身院の守海<sup>11)</sup>に入門して頼守と号した。遺身院は頼助の父である経時の墓が建立された地に開かれた寺であり、守海はその初代長老である。文永二年（一二六五）に守海より三宝院流の伝法灌頂を受け、さらにその二年後の文永四年（一二六七）には、安祥寺流の正嫡である良瑜<sup>12)</sup>から安祥寺流を相承している。それは良瑜が亡くなるまさにその年であった。良瑜の付法は京に四人、鎌倉に九人いたが、その最後に受法した頼助が安祥寺流の正嫡として一切を相承した。すなわち、良瑜の下向により安祥寺流嫡流は鎌倉に移り、頼助が正嫡となったことでそれは確固たるものとなったのである。以降、鎌倉において頼助の門下に代々相承されたその嫡流が再び安祥寺に移ったのは、北条氏出身で鶴岡別当でもあった有助が

元弘三年（一二三三）に一族の滅亡と共に自害した後のことである。定仙がその頼助から安祥寺流を受法したのは、弘安四年（一二八二）が初めてであり、正応元年（一二八八）に『七重大事』を譲与されたのが最後であった。では、この受法の時期がどういう意味を持つのか、頼助の事蹟と併せて確認しておきたい。

元々は佐々目遺身院守海の弟子として「頼守」と号していた頼助であるが、文永六年（一二六九）に法助に従って仁和寺御流を相承したのをきっかけに「頼助」と改名した。本来仁和寺門跡以外には授けられることのない仁和寺御流が頼助に授けられた背景には、時の執権北条時宗を巻き込んだのきわめて政治的な駆け引きがあったとされる。<sup>15)</sup>

こうして三宝院流、安祥寺流（正嫡）、仁和寺御流を相承した頼助は、文永十一年（一二七四）には法印に補せられ、弘安四年（一二八二）には時宗の命により上位の護持僧を差し置いて異国

調伏祈祷を命ぜられその大役を果たしている。そして弘安六年（一二八三）、頼助は十代鶴岡別当に補任され、鎌倉の宗教界のトップに登りつめる。北条氏出身僧で鶴岡別当になったのは頼助が初めてであった。以降、永仁四年（一二九六）に入滅するまで、鶴岡別当として鎌倉の地にありながら、源氏の氏神である京都六条若宮別当（弘安十年<sup>16)</sup>、東寺長者（弘安十年〜正応五年<sup>18)</sup>、大僧正、將軍家持仏堂久遠寿命院別当（正応元年<sup>19)</sup>、東大寺別当（正応五年〜永仁三年<sup>20)</sup>）などを歴任した。<sup>21)</sup> 定仙が最初に頼助より安祥寺流を受けたのは、頼助が異国調伏祈祷を勤めた弘安四年である。頼助から定仙に授けられた『伝法灌頂相承血脈』の奥書には、

弘安四年<sup>17)</sup>九月廿六日<sup>18)</sup>賜大法師定仙

伝授阿闍梨法印権大僧都 頼助<sup>19)</sup>

とある。また、やはり頼助から定仙に授けられた『秘密印信』と題される印信もあり、

弘安四年<sup>20)</sup>十月十九日<sup>21)</sup> 大法師授定仙

と記されている。定仙はこの弘安四年の頼助からの受法内容を、同年十一月二十五日に『安祥寺口伝付七重』<sup>(23)</sup>というタイトルでまとめている。奥書にいう、

已上安祥寺一流記、師口伝、

非写瓶者不可令見之、左々目法印御房御口伝也、

弘安四年十一月廿五日、西尅記之了、定仙

四十九 書了、

「左々目法印御房」は頼助のことである。「非写瓶者不可令見之」という記述や、安祥寺流最秘の大事であり唯授一人の極底とされる「七重大事」の口決が記されていることからみて、この時点で一流皆伝であったと考えられる。

この後、しばらく間が空いて正応元年(二二八八)、定仙は頼助より直接『七重大事』の印信を譲与される。前述のとおり『七重大事』自体はすでに授けられているはずであるので、ここでは伝授ではなく印信そのものが渡されたとみるべきである

う。その印信の奥書にいう、

本云、正応元年十一月一日 授定仙聖人畢

此本者自元所持物也 僧正頼助

すなわち、定仙が頼助から頼助自身が所持していた『七重大事』の印信を直接授けられたことが窺える。この『七重大事』を授けられた正応元年(二二八八)は、既に鶴岡別当の地位にある頼助が將軍家持仏堂久遠寿量院別当に補せられた年である。

北条得宗家出身であり安祥寺流の正嫡であり幕府の異国調伏祈禱に大抜擢された頼助より安祥寺一流を受法したという点、さらに、すでに鶴岡別当・京都六条若宮別当・東寺長者・大僧正であった頼助が將軍家持仏堂久遠寿量院別当に補せられたその年に頼助自身が所持していた一流最秘の印信を直接譲られたという点を考えてみても、定仙を一介の僧侶とは考え難い。鎌倉宗教界のトップに君臨した頼助は自らの法流を広めるのにも熱心だったようで比較的多くの

者に付法したが、それでも誰もが望めば叶うというものではなかったであろう。

### ③定仙の墓所

伊豆半島の付け根の西方を走る狩野川の東岸に、守山と呼ばれる標高一〇〇メートルの丘がある。この守山の北西側には史跡北条氏邸跡があり、東側には北条氏の菩提寺であった願成就院の跡が史跡に指定されている。<sup>(25)</sup>つまりこの小さな山全体が北条氏の本拠地であった。守山の麓、願成就院から時計回りに、南東には満願寺跡があり、南には真珠院がある。<sup>(26)</sup>

真珠院は現在曹洞宗に属するが、寺伝によれば鎌倉時代の開創当初は真言宗であり、室町時代中期に曹洞宗に改宗したという。願成就院も満願寺（廢寺）も真言宗なので、この守山の麓の寺院群は真言宗寺院として願成就院を中心に相互に関連するものだったのであろう。

この真珠院の本堂裏手には、先述した定仙大和

尚塔がある。この石造五輪塔の地輪部北面には「石城結縁衆」とあり「石城」という語が使われていることから、この石塔は単なる供養塔ではなく、まさに定仙の墓所であったと考えられる。称名寺聖教による限りその事跡は鎌倉におけるものがほとんどであった定仙の墓所が伊豆守山にあるのはどうしてなのだろうか？

そこで称名寺聖教以外に目を向けてみると、定仙と伊豆守山との関りを間接的に示すいくつかの史料が確認できた。<sup>(26)</sup>例えば、大阪市立美術館所蔵『覚禅鈔』『無垢浄光陀羅尼經』の奥書には、  
正安第二之曆暮春十三之日於豆州守山満願院之道場

以鎌倉龜谷尺迦堂之御本採翰墨令模写了、  
沙門定禅

とある。これは定禅が永仁七年（一二九九）二月十六日から正安二年（一二三〇）三月十三日の間に書写した『覚禅鈔』定仙所持本（親玄所持本を定仙が書写したもの）を底本とした写本群の一つ

である。<sup>(27)</sup> 定禪の名は定仙大和尚塔の銘文「石城結縁衆」の中で「定禪大徳<sup>(28)</sup>」と筆頭に記されており、また、鎌倉の新清涼寺でも定仙所持本を書写した写本<sup>(29)</sup>が伝存するなど、晩年の定仙と行動を共にした人物と思われる。これら『覚禪鈔』の写本のほとんどには書写した場所が記されていないが、唯一この「無垢浄光陀羅尼經」の奥書には伊豆守山の満願院(寺)で書写されたことが確認でき、他の写本も同様に満願寺で書写されたと考えられる。では、なぜ定禪は定仙所持本を伊豆において書写したのか？その理由を考える時、この永仁七年二月十六日から正安二年三月十三日という期間が重要な意味を持つ。称名寺聖教の定仙関連史料を確認すると、永仁六年(一二九八)十二月一日という日付が記された史料(二九〇函三九『西院汀大事等口伝』)はあるが、その次は正安二年十一月七日と記された史料(二五八函四六一六『灌頂口伝』)となる。つまり、定禪が伊豆で定仙所持本を書写していた期間は、

称名寺聖教においては定仙の活動が追えない空白期間となっているのである。このことから推し量るに、定禪が書写した定仙所持の『覚禪鈔』だけが伊豆に移動したわけではなく、定仙と共に伊豆に移動し、定禪はそこで定仙より『覚禪鈔』を借覧して書写したと考えるべきであろう。ただし、満願寺はあくまで定禪が書写した場所であり、定仙が伊豆のどこに滞在したかは不明である。この定仙が生前に鎌倉と伊豆とを移動していた可能性は、称名寺聖教と大阪市立美術館所蔵資料とを突き合わせて初めて判明したことである。称名寺聖教では確認できない他の期間についても同様に、伊豆等に移動していたために鎌倉に史料が残らなかった可能性がある。すなわち、定仙は亡くなってから初めて無縁の伊豆に葬られたというわけではなく、伊豆守山には生前から何らかの縁があり、そのために彼の地に葬られたと見るべきであろう。



ここまでをまとめると、定仙は鎌倉において資縁の無い新清涼寺釈迦堂を拠点に活動していたが、この寺はかつて北条実時が招いて鎌倉に下向してきた西大寺叡尊が実時の世話で逗留した寺であった。また、定仙は多くの人師から多数の法流を受法したが、その中には北条得宗家出身で鎌倉宗教界のトップに君臨した頼助もおり、定仙はその頼助から直接の受法や聖教の譲与が適う立場にあった。さらに、定仙は北条氏の本拠地である伊豆守山と生前から縁があり、没後、彼の地に埋葬された。

以上から筆者は、定仙は北条氏と何らかの関係のある人間、ことによると定仙自身が北条氏出身あるいは近縁のものと仮定した。これについては筆者が初めて定仙について論じた拙稿<sup>2013</sup>においてすでに指摘したものはあるが、以降、研究を進め新たな知見を得るごとにその考えはますます強くなったため、ここでは現時点で確認しえた情報を踏まえ改めてまとめた。

以上を踏まえ、次節からは定仙の出自に関係すると思われる他の資料について確認することにする。

## 二、定仙の出自を再考する

### ①『尊卑分脈』に記された定仙

定仙について調べ始めた当初、『尊卑分脈』において定仙の名が姉小路顕朝の系図中に記されていることを確認した。

姉小路顕朝（一二二二—一二六六）は、参議・姉小路宗房の長男で、後嵯峨院の信任篤く、院の伝奏を務め、一族で唯一権大納言にまで昇った人物である。定仙の名は、この顕朝の嫡子・忠方の並びにある生母不詳の女子の二人目の下に出る。

中納言資平室、生一女、離別、後公禪法印の妻、生定仙<sup>20</sup>

これによれば定仙は顕朝の子の子、すなわち

孫となる。ところが、顕朝の子やその配偶者の内、生没年が確認できる者と定仙の生没年とを比較すると、世代が合わないことに気付く。まず、顕朝の嫡子・忠方は一二四一年生まれ、一人目の女子が嫁いだ相手である久我通基

は一二四〇年生まれ、二人目の女子すなわち定仙の母とされる人物が最初に嫁いだ相手が源資平で一二三三年生まれである。これに対し定仙は一二三三年生まれなので、嫡子である忠方や久我通基よりも年上であり、顕朝の孫というより世代的には子と同じであることがわかる。このため、当初この姉小路顕朝の系図に現れる「定仙」は件の定仙とは別人であると結論してそれ以上は考察しなかつた。しかし、『尊卑分脈』には編者の錯誤がままあり、世代や系統や婚姻関係をとり違えるような例が少なからず見られるということを知り、今一度検討しようと思いついた次第である。では、この姉小路顕朝の系図に現れる「定仙」の位置は系図作者が世代を錯誤

したもので、この「定仙」こそがまさに件の定仙であり、実際は顕朝の孫ではなく世代的に矛盾の無い子であると考えたらどうであろうか？

この仮定に立った場合、ある重要な人物が浮かび上がってくる。先に挙げた顕朝の子の内、一人目の女子の嫁ぎ先について『尊卑分脈』では「内大臣通基室」と記されている。「通基」というのは、右近衛大将久我通忠の子、内大臣の久我通基のことである。この通基の兄弟に定仙が鎌倉で親しく受法し交流した親玄（一二四九—一三三二）<sup>31</sup>がいる。親玄は三宝院流道教方の正嫡である親快の嫡弟で、正応二年（一二八九）十二月までには醍醐寺から鎌倉に下向し、祈祷勤仕僧として最晩年まで鎌倉に滞在した。その間、永福寺別当、久遠寿量院別当を務め、さらに鎌倉に居ながら醍醐寺座主に二度（第四十六世・第四十八世）、東寺長者にも補せられている。

定仙と親玄の交流を示す最も古い記録は仏法紹隆寺聖教や真福寺聖教に伝存する『秘鈔』巻

第十の写本の奥書で、そこには「正応三年八月二十九日」とある。三宝院流一流における『秘鈔』の位置を考えるならば、交流のはじまりはさらにさかのぼりうるであろう。その後の伝授の記録は称名寺聖教に残されており、親玄が相承する三宝院流道教方の一流全体にわたる伝授が行われたものと思われる。称名寺聖教に見られる受法の日付が明らかかな記録としては正応五年（一二九二）正月二十六日が最後となるが、その後も、親玄自身による鎌倉滞在中の日記『親玄僧正日記』によれば、定仙は親玄の住坊を四回訪ねている。その最後の日付は正応六年（一二九三）九月二十一日である。<sup>33</sup>つまり、鎌倉における定仙と親玄の交流は、親玄が鎌倉に下向した直後の正応三年（一二九〇）頃より正応六年（一二九三）九月頃までが確認できる。またこの間、定仙は親玄所持の聖教を多く書写しているが、その中には、道教が所持していた成賢自筆本などという、いわば法流にとっての宝物と

もいふべきもので借覧し書写している。

一法流の正嫡であり、幕府の祈祷勤仕僧であり、永福寺・久遠寿量院両別当、醍醐寺座主、東寺長者を務めるような人物に、下向直後から受法し、住坊まで気安く訪ねることができ、法流の重書まで借覧し得た定仙は、いったい親玄とどのような関係なのだろうか？とこれまで考えて来たのであるが、定仙が姉小路顕朝の子であるとすれば、親玄とは姻戚関係となり鎌倉における親しい交流にも合点がいく。しかし、定仙が姉小路家の人間であったとしても、親玄との交流を除いては他の疑問点は何も解決しない。顕朝は定仙が鎌倉に下る前にすでに死んでおり、姉小路家自体も顕朝の嫡子忠方の代で没落し事実上の家名断絶となっている。また、顕朝を重用した後嵯峨院もその皇子で第六代鎌倉將軍の宗尊親王も定仙が鎌倉にて本格的な受法活動をする頃には死去の前後でほとんど影響力は持っていなかった。結果、定仙が顕朝の子であった

としても、そのこと自体には定仙の受法活動を支えるほどの力はなく、ただ親玄との親しい関係を説明しうるにとどまる。北条氏とのつながりについても何も説明できないのである。

果たして、定仙は姉小路家の人間なのであろうか？

実はこの答えは既に出ていた。鎌倉で活動した寺門派の僧侶を網羅的に調査した平 2009 に定仙について記した項がある。その定仙とは、本稿で問題としている覚如房定仙のことではなく、寺門の教月院定仙のことである。

定仙法印（一二六〇—？）は大納言葉室顕朝の孫である。顕朝女が按察使中納言源資平と離縁したのち、公禅法印との間に生まれ、たのが定仙である。源資平の猶子となり、公名は中納言。顕密兼修であるが、顕教が活動の中心である。弘安二年四月の仙洞最勝講への出仕が初見。その時、「最勝講聴衆」と記されているので、すでに内裏最勝講に

請定されていたことがわかる。弘安十一年七月の法勝寺八講の講師をつとめたほか、弘安六年二月の後嵯峨院八講、同年十月の土御門院八講、弘安九年閏十二月の浄金剛院八講、正応六年八月の石清水八幡の放生会導師、永仁二年（一二九四）三月の長講堂八講などに出仕した。特に長講堂八講では問者との論義が数刻に及んだという。永仁三年二月には園城寺唐院で覚助僧正より伝法灌頂をうけたし、正和二年（二三三三）には園城寺探題に補された。鎌倉での所職は不明であるが、嘉元三年（一三〇五）二月、延慶二年（一三〇九）六月の鶴岡大仁王会でそれぞれ読師をつとめている。ちなみに定仙は教月院を称しているが、これは園城寺別当親性が保持していた院家である。定仙の鎌倉下向も、親性との関わりで実現したのかも知れない。弟子には能仙のほか、定仙の甥の顕幸僧都（註）がいる。

平 2009 ではこの項を『鶴岡社務記録』『三井続燈記』『園城寺伝法血脈』『勘仲記』『吉統記』『実躬卿記』等の記録に基づいて記しており<sup>35)</sup>信頼性は高い。すなわち、『尊卑分脈』の姉小路顕朝の系図に記された定仙はこの寺門派の教月院定仙であり、『尊卑分脈』の記述に錯誤は無く、覚如房定仙とはまったくの別人であることが分かった。同時に、覚如房定仙は『尊卑分脈』には記されていないことも確認できた。なお、この記述からすると教月院定仙の鎌倉での事跡は嘉元三年と延慶二年の鶴岡大仁王会なので、いずれも覚如房定仙没後のことであり、鎌倉における両者の活動時期は被っていない。

ちなみに、鎌倉時代に鎌倉で活動した僧侶九百四十九名を収録した永井 2020 には、この寺門派の教月院定仙は収録されているが、覚如房定仙は収録されていない。

② 「常陸」と称されることについて

『真言宗全書』所収の血脈類には、定仙の名は三ヶ所に登場する。その内の二つには「常陸上人」「常陸法印」という傍注が記されている。

一つは、『野沢血脈集』巻第二の成賢の付法二十人の一人、意教流の祖である意教上人頼賢の下に、

頼賢—義能—常陸上人<sup>36)</sup>定仙

と記されている。もう一つは、やはり意教方の血脈に、

意教—義能—賢誉  
—常陸法印<sup>37)</sup>定仙

とあり、これによれば定仙は「常陸上人(あるいは法印)」と呼ばれていたと考えられ常陸国と何らかの縁があるようにも思われるが、これについては聊か疑問がある。称名寺聖教を見てみると、定仙が「常陸」と称された例は見られず、むしろ定仙が受法した人物が「常陸法印」等と呼ばれていることが分かった。それは、勧修寺流の定宣<sup>38)</sup>である。

定宣の出自や事蹟は詳らかでなく生没年も不明であるが、鎌倉を拠点に活動していた人物のようである。『血脈類聚記』によるといづれも修寺流で、寛位の付法として「定宣<sup>備後39</sup>」とあり、阿性上人覚宗の付法として「定宣 備後法印<sup>40</sup>」とあり、三河僧都定祐の付法として「定宣 法印権大納言。常陸<sup>41</sup>」とある。つまり、定宣は備後法印とも常陸法印とも称されたようである。<sup>42</sup>

定仙がこの定宣から勸修寺流を受法した記録は、定仙の受法記録を集成した『仙芥集』の中にいくつか見ることができる。たとえば、『仙芥集 hōma 要抄<sup>43</sup>』には「常陸法印云、故三河僧都云」として常陸法印定宣が語った三河僧都定祐の伝を記しており、『仙芥集 hōma 要抄<sup>行海44</sup>』にも定宣の伝について「常陸僧都説也」などと記されている。さらに『仙芥集 灌頂行事口伝<sup>45</sup>』でも「常陸法印云」として主に勸修寺流の灌頂行事について定宣の口伝を書き記しており、その識語には「永仁二年<sup>46</sup>九月十六日記之 常陸法印説之

定仙記之」とも記されている。すなわち、定宣が定宣から受法した時期においては、定宣は「常陸法印」と称されていたと考えられる。

以上から「常陸法印」と称されていたのは定仙ではなく定宣であったと考えられる。定宣と定仙は、表記は一字違い、音は同じであるため、後世混乱して記録されたのではないだろうか。よって『血脈類聚記』の定仙の傍注に「常陸」と記されているからといって、これを定仙の出自と関連付けるのは早計であろう。

また、鎌倉で活動する以前の定仙の事績が詳らかでなく、入門の師や最初の灌頂の師についても不明であることは前述のとおりであるが、この定祐―定宣という師弟と定仙とは同門なのではないかとも考えられる。それは「定」という字が共通しているからということもあり、また受法記録等から定仙が定宣から親しく教えを受けていたことも確認できるからである。称名寺聖教には定仙が受法した『南天鉄塔法』という

史料が三点伝わるが、それぞれに記された相承系譜を見ると、二点は「定祐僧都―定宣法眼―定仙<sup>47)</sup>」となっており、もう一点では「定祐僧都―定仙大法師<sup>48)</sup>」となっている。つまり後者は定宣を介さず、定祐から直接定仙に授けられている。もちろん、転写の過程で脱落したとも考えられるが、興味深いことに櫛田1964では、

蓮顕の資に寛位がある。建長の頃から鎌倉に來て二階堂勝福寺で師資相承の筈を結んで走湯山の覚玄、覚海、定祐に付法し、定祐の資定仙と共に勝福寺中心に法流を發展せしめている<sup>49)</sup>。

とあり「定祐の資定仙」としている。ただし、この定仙は定宣の間違いかと思われる。定仙が寛位と共に勝福寺で活動したことは管見の限り確認できないし、定仙は寛位の付法でもない。一方、定宣は定祐の弟子であり、勝福寺で寛位から灌頂を受けた付法でもある。ただ、仮に定仙が定祐の弟子だとしたら定宣は兄弟弟子であ

り、定宣から親しく教えを受けていたことは納得できる。二人の弟子にわざわざ混同しやすい同じ読みの名前を付けるだろうか？ という疑問は残るが、ともかく、現時点では定祐あるいは定宣と定仙との間に法の授受以上の師弟関係は確認できず、実際のところはそのような関係だったのか不明と言わざるを得ない。また、定祐一門との師弟関係があつたとしても、出自や北条氏との関連については不明のままである。

### ③西大寺との関係

先述の通り、定仙は亀谷の釈迦堂を住坊とし、そこを拠点に活動していたが、その釈迦堂は西大寺叡尊が鎌倉下向時に止住した寺であつた。では、定仙は西大寺あるいは叡尊とは関係があるのだろうか？

『西大寺光明真言過去帳』「比丘衆・衆首分」には、

覚如房 釈迦堂<sup>50)</sup>

とある。これによれば定仙が亡くなった時点で定仙、あるいは釈迦堂と西大寺とは関係があったと考えられる。この定仙についての記述の二つ後には「極楽寺開山長老忍性菩薩」とあり、少なくとも極楽寺忍性と並び記される程度には西大寺との関係があったのであろう。

一方で、定仙と西大寺との関係を示す資料はこれ以外にないというのも事実である。称名寺聖教等、定仙関連の聖教には律に関するものは無く、そのほとんどは密教の事相関連のものであり、叡尊や忍性について言及したものも無い。これだけ多くの人師に精力的に受法しながら、その相承する法流が後世菩薩流と称される叡尊からも、またその弟子たちからも受法の形跡がない。釈迦堂と地理的に近い極楽寺に住した忍性との交流も認められない。<sup>(5)</sup>

ただ、称名寺聖教の奥書の中に若干、気になる記述がある。二五八函六一四『灌頂口伝<sup>第三重</sup>』<sup>悉地用合智印明事</sup>の奥書には「老比丘定仙」と記し、

二九五函八『灌頂鉤鎌次第秘決』には相承の系譜を示す中に「定仙長老」とある。これらによるならば定仙は西大寺末の新清涼寺釈迦堂長老という立場であった可能性もある。

このように、定仙と西大寺との関係は今一つ判然としないが、仮に定仙が西大寺真言律の僧であったとすれば、北条氏との関係はつながってくる。前にも述べたように、叡尊を鎌倉に招聘したのは叡尊に帰依し鎌倉での授戒を切望していた金沢北条氏の実時であった。実時からの度重なる要請を受けた叡尊はその熱意に折れ、老体をおして下向した。鎌倉滞在中の叡尊のもとには実時とその一族はもちろん、五代執権であった得宗家の北条時頼とその室、六代執権北条長時とその一族、七代執権北条政村一族など多くの北条氏の人間が訪れた。また將軍家から悲田院の病者・孤児にいたるまで多くの人々に授戒・布薩を行い、幕府や北条氏の叡尊やその弟子忍性等に対する信頼は確固たるものとなったので



ある。もし定仙が西大寺真言律の僧で、叡尊の命により釈迦堂に入ったのだとすれば、北条氏の庇護を受けたとしても納得がいく。そうであれば、定仙と北条氏との関係は西大寺真言律の僧という身分によるものであって、出自とは関係のない問題であったといえる。

### まとめ

定仙の事績は北条氏との関りの中で成立していたと思われるものが多い。それにも関わらず、定仙と北条氏との関係が判然としなかったのは、出自を含め定仙の前半生が不明であったことによる。本稿では定仙の出自についてヒントとなる数少ない情報を検証したが、件の定仙とは関係ないものや、断片的過ぎて判断しかねるものばかりで、結局核心には迫れなかった。西大寺真言律との関係も、北条氏の庇護を受ける説明にはなるが、定仙が釈迦堂を住坊としていた

こと以上にはつながりが見えず、なぜ叡尊や忍性との交流の痕跡がないのかという大きな謎が残った。同時に北条氏との関係は定仙の出自とは関係のないものとなり、定仙の出自は依然謎のままとなる。

### 註

- (1) 称名寺聖教の内、奥書等に定仙の名が記された史料は一二八点ある。定仙関連の史料がこれだけまとまって伝存しているのは称名寺聖教が唯一と思われる。
- (2) 新清涼寺釈迦堂については、史跡めぐり会記録、貫1980、埋文二八参照。
- (3) 現在は「亀谷」という地名ではなく「扇谷」となっている。「亀谷」という地名の名残は、近くにある寿福寺の山号「亀谷山」や、鎌倉七口の一つ「亀谷坂」に見られる。
- (4) 引用文中の傍線は筆者による。以下同。
- (5) 『文庫古文書』九、九一頁、六三三八。
- (6) 称名寺聖教二二八函一八（以下、断りなく聖教番号を挙げる場合は、称名寺聖教である）。
- (7) 三七五函三二④一一。
- (8) 『葦山町史』第四卷、一六四頁。
- (9) ただし、晩年の一定期間、伊豆守山の満願院に滞在した可能性がある。拙稿2014、四三三頁。

- (10) 定仙が頼助から受法した安祥寺流の詳細については拙稿 2015a 参照。
- (11) 守海(一一〇七—一二六六)。大納言法印、遺身院法印。守海の相承する三宝院流は醍醐の遍智院成賢より伝法灌頂を受け、さらに鎌倉北斗堂において報恩院憲深より重受したものである。この守海の三宝院流を特に佐々目流と呼び、後に関東で隆盛した。
- (12) 良瑜(一一〇四—一二六七)。安祥寺定心院僧正、円城寺権僧正。平 2009 参照。
- (13) 京の安祥寺は御留守儀として寛海に託された。
- (14) 法助(一二二七—一二八四)。仁和寺第十世。開田准后。摂政関白九条道家の第五子。鎌倉幕府第四代將軍頼朝は道家の第三子なので法助は將軍の実弟である。
- (15) 法助の仁和寺門跡補任が関東申次西園寺実氏の妨害にあった時、安達景盛を介して五代執権時頼に取り計らいを頼み無事補任せられたという事件があった。その後時頼は亡くなるが、時頼の実子である八代執権時宗の願により、頼助は法助より仁和寺御流を受法できることになったという。これは時宗の発願というよりは頼助の外護者であった父時頼の遺志を継いでので事であったろうし、法助としてもそれが仁和寺門跡補任に際し取り計らってもらった時頼の遺志で、その子時宗からの願ならば、その恩に報いるはかなかったからである。
- (16) 一一二七年。
- (17) 拙稿 2015a では「東寺一長者」と記していたがこれは誤りである。『東寺長者補任』によれば頼助が東寺一長者になったことはない。
- (18) 一一九二年。
- (19) 一一八八年。
- (20) 一一九五年。
- (21) この他にも補任時期は不明ながら、尾張熱田社座主、尾張長幡寺・東安寺両別当、醍醐寺理性院院主、高野山真別処院主、佐々目法華堂別当も兼務している。吉田 1985、三三頁。
- (22) 文庫古文書九、一〇四頁、六三七五。
- (23) 三一三函五。三二〇函八は「建武三年七月一日、以長老御本書了、実真<sup>六十一</sup>」
- (24) 現在も同名の寺院が同地にある。
- (25) 池谷 2008 参照。
- (26) 詳しくは拙稿 2014 参照。
- (27) 現存史料で書写日が確認できるものに限る。後欠のため奥書を欠く写本も存する。
- (28) 『葦山町史』第四卷、二六五頁。
- (29) 渡辺匡一「仏法紹隆寺覚え書き」『内陸文化研究』三(二〇〇四)九頁。
- (30) 『尊卑分脈』巻七、三三頁。
- (31) 親玄については伊藤 2003、石田 2004a・b 参照。定仙の親玄からの受法については、拙稿 2014・2017・2019 参照。
- (32) 『仙芥集』一一と一二は「親玄僧正口伝」と題されており、三宝院流について親玄の伝を中心に諸師の伝をまとめた

ものであるが、その奥書には「永仁五年九月二十二日記  
之 定仙」とあり、永仁五年（一二九七）九月二十二日  
という日付は親玄から受法した日ではなく、過去に受け  
た口伝をまとめ記した日、という意味であろう。

- (33) 『親玄日記』中、七五頁下。  
 (34) 平 2009<sup>1</sup>、一七三頁。  
 (35) 平 2009<sup>1</sup>、一〇二頁、註番号(151)。  
 (36) 『真言宗全書』三九、三七五頁下。  
 (37) 『真言宗全書』三九、四〇四頁上。  
 (38) 定仙の定宣からの受法については、拙稿 2015b 参照。  
 (39) 『真言宗全書』三九、二五二頁下。  
 (40) 『真言宗全書』三九、二七一頁下。  
 (41) 『真言宗全書』三九、二七四頁上。  
 (42) あるいは途中で改称した可能性もある。その根拠となる  
史料は定仙関係の写本中にあるが、これについてはまだ  
十分な検討が済んでいないので、別の機会に譲りたい。  
 (43) 一三函一一二五。  
 (44) 一三函一一二六。  
 (45) 一三函一一二九。  
 (46) 永仁二年（一二九四）。  
 (47) 三二八函八一、三九九函二五六。  
 (48) 二九九函四二。  
 (49) 榑田 1964、四九八頁。  
 (50) 『西大寺関係史料（一）』奈良国立文化財研究所（二九六八）  
七七頁。この資料に「覚如房」の名が記されていること

は細川 2000 で知った。ただし、細川 2000 ではこの「覚  
如房」を叡尊の弟子である成願房覚如のこととしている。  
筆者は両者を別人と考えている。詳しくは拙稿 2015 参照。  
 (51) 細川 2004 では、「新清涼寺釈迦堂には、忍性とも親しかつ  
た覚如が長老として入寺した。」（一三〇頁）とあるが、  
これも成願房覚如のことであろう。

〔参考文献〕

史跡めぐり会記録

『鎌倉—史跡めぐり会記録—』鎌倉文化研究会（一九七二）

親玄日記

ダイゴの会 『親玄僧止日記』上・中・下 『中世内乱史研究』

一四〇一六（一九九三）一九九六

仙芥集

中世東国仏教研究会 『仙芥集』翻刻① 『綜佛年報』三六

（二〇一四）

中世東国仏教研究会 『仙芥集』翻刻② 『綜佛年報』三七

（二〇一五）

中世東国仏教研究会 『仙芥集』翻刻③ 『綜佛年報』三八

（二〇一六）

中世東国仏教研究会 『仙芥集』翻刻④ 『綜佛年報』四〇

（二〇一八）

中世東国仏教研究会 『仙芥集』翻刻⑤ 『綜佛年報』四一

（二〇一九）

中世東国仏教研究会 『仙芥集』翻刻⑥ 『綜佛年報』四二

(110110)

醍醐寺新要録

醍醐寺文化財研究所編『醍醐寺新要録』法蔵館(一九九一)

文庫古文書

『金沢文庫古文書』神奈川県立金沢文庫、八・九「仏事篇」上・  
下(一九五六)。

埋文二八

鎌倉市教育委員会『鎌倉市埋蔵文化財緊急調査報告書』二八・

第二分冊(110111)

目録

『称名寺聖教目録』全三巻、文化庁文化財部美術学芸課  
(110017)

池谷初恵

2008 「伊豆における北条氏の館跡について」『金沢文庫研究』

三三二

石田浩子

2004a 「醍醐寺地蔵院親玄の関東下向」『ヒストリア』一九〇

2004b 「南北朝期における親玄門徒の武家勤仕」『歴史学研究

月報』五四〇

伊藤一美

2003 「鎌倉における親玄僧正の歴史的位置」『鎌倉』九七

伊藤宏見

1977a 「願行上人憲静の研究(上)」『密教文化』一一七

1977b 「願行上人憲静の研究(下)」『密教文化』一一九

1979 「願行上人憲静の研究(補闕)」『密教文化』一二六

大八木隆祥

2012 「定仙攷—称名寺聖教を中心に—」『豊山教学大会紀要』

四〇

2013 「一人の覚如—覚如房定仙と成願房覚如—」『豊山教学大

会紀要』四一

2014 「定仙について—親玄からの受法、定禅と定仙大和尚塔

について—」『綜佛年報』三六

2015a 「定仙の受法について①—安祥寺流の受法—」『豊山教学

大会紀要』四三

2015b 「定仙の受法について②—勸修寺流の受法—」『綜佛年報』

三七

2017 「称名寺聖教に見る親玄相承の「台皮籠」の口決について」

『綜佛年報』三九

2019 「定仙の受法について③—三宝院流の受法—」『綜佛年報』

四一

榑田良洪

1964 「真言密教成立過程の研究」山喜房仏書林

甲田有咩

1999 「意教上人伝攷(上)」『高野山大学密教文化研究所紀要』

一一一

2000 「意教上人伝攷(下)」『高野山大学密教文化研究所紀要』

一一三

佐藤秀孝

2000 「永徳寺義準と無量寿院義能」『印仏研』四九—一

- 2003 「越前永徳寺義準と意教上人頼賢」『宗学研究』四五  
平雅行
- 2009a 「鎌倉中期における鎌倉真言派の僧侶 良瑜・光宝・実賢」『待兼山論叢』史学篇四三
- 2009b 「鎌倉寺門派の成立と展開」『大阪大学大学院文学研究科紀要』四九
- 高橋秀栄
- 1984 「鎌倉下向僧の研究―願行房憲静の事跡―」『印仏研』三二―三二
- 高橋慎一郎
- 2013 『人物叢書―北条時頼』吉川弘文館
- 田中悠文
- 2006 「中納言律師御園ノ浄尊伝攷（一）」『高野山大学密教文化研究所紀要』一九
- 2007 「中納言律師御園ノ浄尊伝攷（二）」『高野山大学密教文化研究所紀要』二〇
- 貫達人
- 1980 『鎌倉廃寺事典』有隣堂
- 1996 『鶴岡八幡宮寺 鎌倉の廃寺』有隣新書
- 橋本初子
- 1986 「願行上人憲静について」『金沢文庫研究』二七六
- 服部英雄
- 1995 『景観に探る中世』新人物往来社
- 布施淨戒
- 1955 「地藏院流に就て（特に三學院相承實勝方法流）」『智山學報』三
- 細川涼一
- 2000 「覚如と定舜 叡尊弟子の入宋僧」『叡尊・忍性と律宗系集団』大和古中近研究会
- 2004 「忍性の生涯」松尾剛次編『持戒の聖者 叡尊・忍性』吉川弘文館
- 美川圭
- 1984 「関東申次と院伝奏の成立と展開」『史林』六七
- 百瀬今朝雄
- 1989 「願行房憲静の「二階堂寺」」『立正大学文学部論叢』九〇
- 吉田通子
- 1985 「鎌倉後期の鶴岡別当頼助について」『史学』五四（四）

